

見沼田圃保全への取り組み

見沼田んぼを愛する会

代表 白 井 法

① 都市化の中の「見沼田圃」の現況

東京駅から電車で30～40分の距離にある川口、浦和、大宮の連担した市街地の東部に「見沼田圃」と呼ばれている地域が広がっている。

見沼田圃は東西の幅は約1 km前後、南北の長さが約15kmの典型的な谷地田(やちだ)で、平坦な低温地と周辺の台地とが、あたかも入江と岬のように複雑に入り込んでおり、その境界を画する斜面林とその下を屈曲しながら流れる東西の用水路、低湿地を貫流する河川などの景観的要素が、そこに営まれている農業の姿と溶けあって、見沼田圃らしい独特の「ふるさとの緑」の風景を形づくっている。

見沼田圃には周辺の斜面林を含めて、首都近郊としては珍しいほど豊かな自然が残っており、特に鳥類は100種以上の観察が記録され、35種の繁殖が確認されるなど、県南地域での野鳥の宝庫となっている。

首都に隣接して、周辺人口130万人を超える市街地のすぐ近くに、これだけ広大な緑がスプロールから免かれて今日まで残ってきたのは非常に珍しいと言われるが、それは決して偶然ではない。この田圃の遊水能力が治水上重要な役割を果たしていることから、農業以外の土地利用が厳しく規制されてきたからである。

この田圃の遊水能力は約1,000万 m^3 と言われているが、その重要性が強く再認識されたのは、1958年の狩野川台風のときであった。このとき見沼田圃の下流にある川口の市街地は大水害に見舞われたが、もし遊水機能を果たしているこの田圃が無かったとしたならば、その被害は更に大きなものとなっていたに違いない。

以来県や市の関係者の間では、「見沼田圃は田圃にしておくのが一番よい」という暗黙の合意が出来たようで、県はこの地域に対して農業以外の土地利用を厳しく抑制してきた。

そしてその姿勢を明らかにするため、1965年には「治水計画が具体的に進むまでは見沼田圃の農地転用は認めない」という農地転用方針を決定して、激しい都市化の波に対応してきた。また1970年には、従来の方針を踏襲した都市計画法にもとづく「線引き」が行われて、見沼田圃はその全域が市街化調整区域となり、翌年には、その大部分が農業振興地域に指定され、見沼田圃を保全するという県の方針は制度的にも一応担保されたのである。

ところがその頃から見沼田圃に対する内と外からの開発圧力が日ごとに強くなってきた。内からの圧力とは、政府の稲作抑制政策による田圃の荒廃、農家の営農意欲の低下、周辺市街地の地価との格差をもたらしている開発抑制方針への地権者としての農家の不満の声である。外からの圧力とは、周辺の都市化による農業生産環境の悪化、治水計画の進展を期待するデベロッパーの動きなどである。また、学校など公共施設の地域内への立地が、遊水施設の整備を条件に安易に行われたことから、民間に対する抑制策との矛盾があらわれ、農地法や都市計画法などに依拠した規制や指導だけでは、内外からの開発圧力に対応することが次第に難しくなっている。

そして、地権者側の意向を代弁すると称する様々な開発意見が県の方へ持ち込まれるようになってきた。それらは、ゴルフ場や運動場をつくるとか、遊水機能を損わないようにピロティ式の住宅建設を行うというようなもので、「ふるさとの緑」など全く念頭にないそれら「開発派」の提案は見沼田圃を愛する人びとの危惧の念を深めさせることになった。

ところが、このような見沼田圃の土地利用をめぐる問題は、行政や一部関係者の間では大きな問題になっていたにもかかわらず、多くの市民はそうしたことが問題になっていることさえも知らない状態の中にあっただ。それはこの問題が①マンション建設などのように開発による不利益が直接に周辺住民に降りかかる差し迫った問題でないこと、②緑の破壊が目の前に具体的に行われようとしているわけではなく、マクロ的な土地利用のあり方の問題であること、③見沼田圃の緑が市内のどこからでも眺められる山や丘の緑と違って平地にあるため、周辺の人びと以外の市民にはその存在が実感されないことなどの理由があげられる。また④見沼田圃が何の変哲もない、無くなってはじめてその価値がわかる身近な緑であることが、市民に問題の意味をわかり難くしていると言える。

② 「見沼田んぼを愛する会」の発足

1984年の夏、見沼田圃の中でも「ふるさとの緑」が最もよく残っている場所に、浦和市が市営墓地の造成を計画していることが地元紙のスクープで明らかになった。

その土地が入手し易いというだけで、「ふるさとの緑」など全く念頭に置かずに墓地を計画した市当局の無神経さに、心ある市民はあきれると同時に、こうした行政の姿勢に危機感を強くしたのである。

「反対しよう」という有志の呼びかけに応じて、ジャーナリスト、学者研究者、写真家、画家、野鳥愛好家、その他サイクリングなど日頃見沼田圃をフィールドとしてさまざまな活動をしている市民が集まった。

早速「市営墓地に反対する会」で旗上げをしようということになったが、「反対する会」ならば市営墓地に焦点が絞られるので運動としてはやり易いだろうが、それが成功しても失敗しても、それ限りになってしまう恐れがある。むしろこれを機会に見沼田圃全体の保全問題を市民に提起すべきではないか。しかし、見沼田圃への市民の関心の度合いが前述のように薄いなかでは、これをただ「守れ」と訴えても、逗子市の「池子の緑」のようにストレートに市民にアピールできないのではないか、等々、会の名称に関連して、運動の目標や戦略が話し合われた。

そこでの結論は、見沼田圃のような何の変哲もない身近かな緑を守るためには、①まず運動を進める人びとが勉強を深めて、守ろうとする「ふるさとの緑」の価値を定立する必要がある。②そして、その価値と魅力に対する認識を市民の中に広げていく必要がある。③また、開発計画が発表されてから反対したのでは手おくれになってしまう場合が多いので、市営墓地計画のような乱暴な計画が今後でないように先手で政策論議を仕掛ける必要がある。④マクロ的な土地利用の問題なので長期的な取組みが必要である。ということであった。

このような考え方に立って「見沼田んぼを愛する会」が発足した。そのときの次のような「申し合せ」が会の規約の役割を果たしている。

1. 都市近郊の貴重な自然であり、歴史的な遺産である見沼田んぼとその周辺の景観を保全し、自然、歴史、農業に触れ合い見沼田んぼについて市民とともに深めあうことを目的とする。

2. この会の名称は「見沼田んぼを愛する会」とする。

3. (1)会員は会の目的に賛同し一定の会費を納めた者とする。(年会費 大人1,000円、中学生以下300円) (2)会員は見沼田んぼの保全のためにそれぞれの立場で自由に行動する。

4. 会の運営は40人程度の委員により行い、日常の業務はその互選により選出された若干名の代表世話人及び事務局により行う。

5. 委員は会員のなかから委員会が推薦する。

6. 会は目的を達成するため、次の諸活動を行う。(1)見沼田んぼと触れ合う活動 (2)見沼田んぼを勉強する活動 (3)見沼田んぼの価値と魅力を広める活動 (4)見沼田んぼをきれいにする活動 (5)見沼田んぼの農業と市民生活を考える活動 (6)その他、この会の目的を達成するための諸活動

7. 会の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

③ 「見沼田んぼを愛する会」活動の軌跡

「見沼田んぼを愛する会」発足の契機となった市営墓地造成計画は、幸いまだ計画が具体化する以前で、地権者と下話が進められていた段階であったので、反対運動が効を奏して取り止めになった。しかし、それが「開発派」を刺激したので、状況はひと安心どころか、かえって厳しいものになってきたのである。

規制緩和をねらう「開発派」の政治的な激しい働きかけにより、それまで「保全派」的な考え方に立っていた県当局が動揺し、見沼田圃の新たな保全と活用策を検討するために設けられた「見沼田圃保全検討委員会」が折角検討を重ねて1985年春にとりまとめた報告書が、保全色が濃いということで棚上げ同様の状況に置かれてしまったのである。

こうした状況に対応するため、「愛する会」では県野鳥の会などと一緒に、「子ども達に残そう！ 見沼田んぼ」をスローガンに署名運動に取り組み、僅か2カ月間に4万408人の署名を集めて1985年12月13日埼玉県知事にそれを手渡し要請した。

このような「愛する会」の活動によって、これまで関心の薄かった市民の中にもようやく見沼田圃問題に対する関心が高まってきた。ところが、それにもかかわらず「開発派」の政治的な働きかけによって、浦和市や県の姿勢は規制緩和の方向へ次第に傾き、様々な開発計画に対する許認可が行われようとしたため、「愛する会」としてはその対応に追われ、「反対する」活動にその勢力を大きく割かざるを得なかった。

そのような中で、「愛する会」としては会の発足のときの趣旨に沿って、「申し合せ」

に掲げられた次のような活動を進めている。

(1) 見沼田んぼとふれ合う活動としては、市民に参加を呼びかけて、ハイキング、サイクリング、野草を摘んで味わう会、ホタルを見る会、子供キャンプ等多彩な催しを行っている。

(2) 見沼田んぼを勉強する会としては、「見沼塾」と称する市民向けの連続講座を開催し、見沼田圃に関する歴史、自然、農業、教育、環境、都市問題などの学習を行っている。

(3) 見沼田んぼの価値と魅力を広める活動としては、ふれ合う活動の際に話し合いをするほか、写真展や講演会の開催などを行っている。特に大きな反響があったのは、「見沼田圃散策絵図」の制作、頒布であった。B3版4色刷りのイラストマップはNHKのテレビでもとりあげられ、見沼田圃への市民の関心を高めるのに大きな役割を果たした。このマップの制作には印刷費だけで5,000部で45万円かかったが、タカラハーモニストファンドの助成をその一部に使わせてもらったので出来たものである。なお会の運営は会費のほか催し事についての参加費、カンパで賄っている。

(4) 見沼田んぼをきれいにする活動としては市民に参加を呼びかけてゴミ拾いハイクを催している。しかし空き缶等の散乱ゴミは拾えても、不法投棄された大量のゴミは手におえないので、行政にその取り片付けと今後の監視、取締りを要望するための資料として不法投棄状況を調査した。その結果を1986年の関東地方ゴミゼロの日に関連させて発表するとともに、埼玉県知事と浦和市長にその処置を要請した。

不法投棄された場所と不法投棄の量などの情報を織り込んだ資料は、「ゴミ不法投棄監視地図」というネーミングとゴミゼロの日という発表のタイミングがよかったことから新聞やテレビで取りあげられ、それにうながされて県も市も費用を出して取り片付けるという成果を収めることができた。

(5) 見沼田んぼの農業と市民生活を考える活動としては、見沼田んぼの米を食べる会などを催したりしたが、保全活動に対する地権者としての農家の警戒心が強く、都市生活者と農家との交流は今後の課題となっている。

④ 「保全派」の主張と今後の課題

見沼田んぼを愛する会は、前記の「申し合せ」にもあるとおり各自の自主性を尊重した極めて自由な組織であるので、これを保全したいという点では一致しても、そのビジョン

や主張は様々である。この「保全派」の主張を最大公約数的にまとめると次のとおりである。

(1) 見沼田圃は、過密化が進む県南中央の都市地域の中で最後に残されたまとまりのある緑地空間であるから、これを小間切れに分断することなく、全体を一つの緑の空間として保全と活用を考えるべきである。

(2) 田圃、斜面林、用水、河川等によって形成されている見沼田圃の風景は、「ふるさと埼玉」の典型的な風景の一つである。したがって土地利用に当ってはこの「ふるさとの緑」の景観を損わないようにすべきである。

(3) 見沼田圃は県南地域における有数の野鳥の宝庫であると言われているように、都市地域の中の緑の空間としては自然度の高い貴重な地域である。したがって土地利用に当っては自然度を現況より低めないようにすべきである。

(4) 見沼田圃の「ふるさとの緑」は農業によって形成され維持されてきたものである。農業を離れては見沼田圃らしさの保全は考えられない。何としても農地を保全し農業を維持すべきである。

(5) この地域の農地は約1,000万㎡の遊水機能をもっている。これに見合う調節池をつくるためには1,000億円を超える膨大な事業費＝税金が必要になる。これを地権者やデベロッパーの開発利益化するのは問題であり、また調節池の掘削そのものが自然破壊になるので、遊水機能を担保するため農業が受ける不利益を補償した方が経済的であり合理的である。都市側は農業を支えるための新しいシステムをつくり費用を負担すべきである。

ところで、見沼田圃のような何の変哲もない都市の中の田圃空間の保全は、どこでも難しい問題になっている。その理由として、

(1) まず第一にあげられるのは、都市の中でそれが占めている環境財としての価値について、市民的合意がなかなか得られないことである、自然が大切であり緑は残すべきであるという総論には賛成でも、見沼田圃のような人為的な自然はゴルフ場にしてもよいのではないかというような意見も出る。また「ふるさとの緑」の価値についてもなかなか理解が得られないのが実情である。その価値をどうやって市民にわかってもらえるかが保全運動の成否の大きな鍵になっている。

(2) 第二の問題は、農地にしておくのが一番よいとしても、農業をやりたいくない人の農地を誰がどうやって維持していくのか、相続その他の理由で農地や林地を売りたい人にどう対応するのか、また農業継続を条件に買手があるのか等々、農業と農地を維持していく

ための方法論がはっきり示されていないということである。前述の「保全派」の主張にあるような農業を継続していくための新しいシステムを創れるかどうかは今後の大きな課題になっている。

(3) 第三の問題は、地権者である農家と都市住民との間で、前述の(1)と(2)の問題について共通の理解がなかなかできないことである。

見沼田圃を保全せよというのは決して都市住民のエゴやノスタルジアではなく、地域全体のためであるということ、そして土地は環境財であり、その利用の枠組みは市民の環境権を基本として自治体が市民参加によりつくるべきであるということを常識化するのはなかなか難しいということである。

(4) 第四の問題は、「身近な緑」を守るための法律、制度が不備で、不法なゴミの投棄や埋立て、林地の伐採や農地の不法な一時転用などの行為を十分に抑止できないということである。なし崩し的に環境破壊が進行し、やがて見沼田圃の空間的価値が大きく損われれば、「保全派」の主張の根拠が失われてしまうわけで、それが最も懸念される場所である。

以上が保全運動を進める上での大きな問題点であるが、その根本が土地問題であり、地価の著しく高い都市近郊では、トラスト運動もままならず、国の土地政策のおくれが運動の大きな壁になっている。

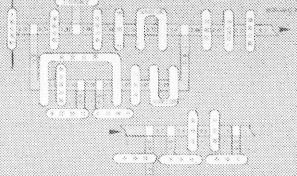
土地利用問題という鳥瞰的立場からの論議が必要な見沼田圃の保全問題を、とかく虫瞰的立場にとどまり易い市民の意識にどう結びつけて、市民の関心を高め運動のエネルギーを持続させるかが今後の運動の戦略課題になっている。

(文責 白井 法)

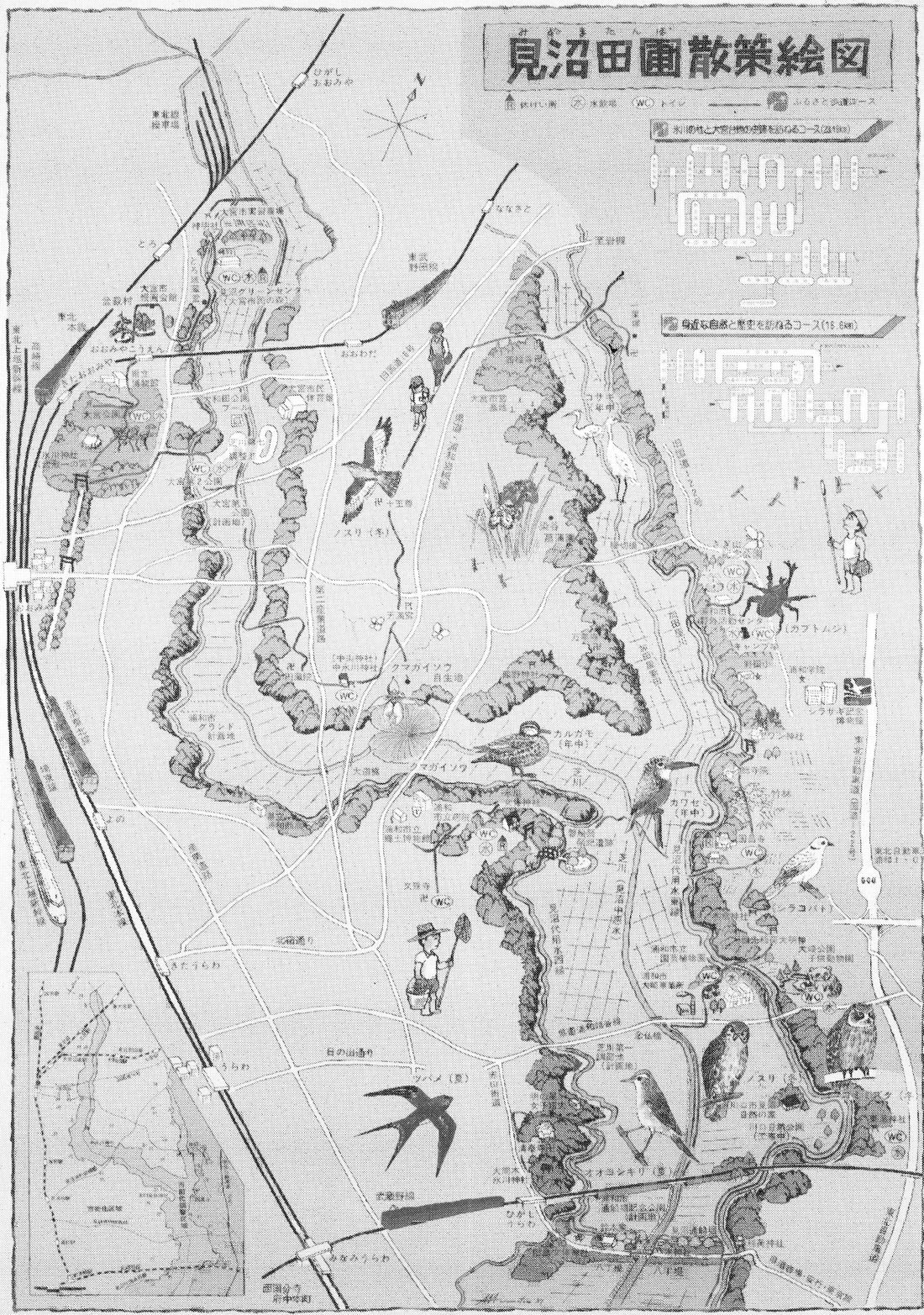
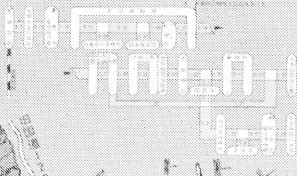
見沼田圃散策絵図

休けし所 水取場 WC トイレ ふるさと歩道コース

水田地と大宮動物園を結ぶコース(23.9km)



身近な自然と歴史を訪ねるコース(18.6km)



見沼田圃散策絵図



見沼田圃を愛する会



子供達に残そう見沼田圃!!

一面に広がる田んぼや畑、ゆったりと流れる代用水、斜面林の緑、神社やお寺、そこに生きる鳥や魚たち、静かな小道、そしてふれ合いの思い出……。『見沼田んぼ』それは、私達だれも心の中にそっとしまっている「ふるさと」ではないでしょうか。

江戸時代以来の新田開拓によって生まれた見沼田んぼは代用水や通船堀、多くの神社やお寺とともに「見沼伝説」と呼ばれる数多くの物語を生んでいます。見沼田んぼは、人と自然、水と人間の間のおりなすドラマの舞台なのです。見沼田んぼの斜面林は低地と台地の接点に生まれた独特の森林植生を持っており、県南地域有数の野鳥の宝庫です。また、コイ、ドジョウ、ナマズ、フナなどの魚類も数多く棲息しています。

また昭和33年の狩野川台風による水害は改めて見沼田んぼの持つ

遊水地域としての価値を私達に教えてくれました。見沼田んぼの、都市の中の貴重な農業生産の場という役割も大きいものがあります。

こうした見沼田んぼも、今、開発が保全をめぐるむづかしい問題を数多くかかえています。

いまだに見沼田んぼを守り育ててきた農家の皆さんの努力はもう限界にきています。

このかけがえのない「ふるさとの緑」を子供達に残すためには、地域全体の問題として皆で考え、知恵と力を出し合うことが必要です。

そのためにも、私達は一人でも多くの人が見沼田んぼを訪れ、その価値と魅力をつかんで、それぞれの立場で見沼田んぼを愛する活動の輪を広げたいことを望んでいます。

見沼田圃
散策絵図

企画・制作 見沼田んぼを愛する会
 (仮)事務所 浦和市東岸町17-9白井方
 TEL 0488(85)5545
 郵便振替口座 東京-8-190931

イラスト 村松 昭(府中市)
 写真 真 市川 瑞雄(大宮市)
 印刷 雄文 社(浦和市)
 援 助 Takara ハーモニスト ファンド